

新潟県立歴史博物館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第26号**

新潟県立歴史博物館規則の一部を改正する規則

新潟県立歴史博物館規則（平成12年新潟県規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(観覧料等の免除) <b>第8条</b> 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料（以下この項において「観覧料等」という。）を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該児童及び生徒の引率者の観覧料等の全額 (1)の2～(11) (略) 2・3 (略)	(観覧料等の免除) <b>第8条</b> 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料（以下この項において「観覧料等」という。）を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該児童及び生徒の引率者の観覧料等の全額 (1)の2～(11) (略) 2・3 (略)

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。